

1	業務改善助成金
<p>事業場内で最も低い労働者の賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して助成するものであり、中小企業事業主の賃金引上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的としています。</p>	

対象となる措置

- 1 当該事業場における雇入れ後3月を経過した労働者について、当該事業場内で最も低い時間当たりの賃金を一定額以上引き上げること。
- 2 生産性向上に資する設備投資等を行うこと。
※「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資等の対象に含まれます。

注意 次の（１）～（８）については、生産性向上に資する設備投資等の対象には含まれません。

- （１）単なる経費削減を目的とした経費（（例）LED電球への交換等）
- （２）不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費（（例）エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等）
- （３）通常の事業活動に伴う経費（（例）事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等）
- （４）法令等で設置が義務づけられ、当然整備すべきとされているにもかかわらず義務を怠っていた場合における、当該法令等で義務づけられたものの整備に係る経費及び事業を実施する上で必須となる資格の取得に係る経費
- （５）交付決定日以前に導入又は実施した経費
- （６）申請事業場の労働者の労働能率増進が認められないと所轄労働局長が判断したもの
- （７）経費の算出が適正でないと所轄労働局長が判断したもの
- （８）その他、社会通念上助成が適当でないと所轄労働局長が判断したもの

対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、日本国内に事業場を設置していること及び下表のいずれかに該当する事業主であることが必要です。

業種	A. 資本又は出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

注意 次の１～５のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

- 1 申請書の提出日の前日から起算して3月前の日から支払請求手続を行った日の前日又は賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、次のいずれかの事実が認められた場合

- (1) 当該事業場の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）、その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合
- (2) 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合
- (3) 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合
- (4) 助成対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている場合
- 2 過年度に業務改善助成金の交付を受けた事業場であって、当該助成事業完了日以後の労働者の賃金額が当該助成事業において定めた事業場内最低賃金額を下回る場合
- 3 申請書の提出日の前日から起算して1年前の日から支払請求手続を行った日の前日又は賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、労働関係法令に違反していることが明らか（司法処分等）となった場合
- 4 申請書及び事業実績報告書の提出日から起算して過去3年以内に事業場の所在地を所轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合
- 5 事業者又は事業者が法人である場合、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいる事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等であると認められた場合
- 6 事業主等又は事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれがある団体等に属している場合
- 7 申請書の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの年又は保険年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）に定める徴収金を滞納している場合
- 8 申請手続又は支払請求手続の時点で倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行っていること又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してなされていること）している場合
（ただし、再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行い、事業活動を継続する見込みがある場合を除く。）
- 9 不正受給が発覚した場合に、所轄労働局長等が実施する事業主等の公表について同意していない場合

助成額

本助成金は、引き上げる賃金額及び引き上げる労働者数に応じて下表の額が支給されます。

申請コース 区分	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	対象事業場	引上げ額	助成率	引上げ 労働者数	上限額
①20円コース	以下の2つの要件を 満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別 最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	20円以上	3/4 (4/5) ※	1人	20万円
				2～3人	30万円
				4～6人	50万円
				7人以上	70万円
②30円コース		30円以上		1人	30万円
				2～3人	50万円
				4～6人	70万円
				7人以上	100万円
③60円コース		60円以上		1人	60万円
				2～3人	90万円
				4～6人	150万円
				7人以上	230万円
④90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

※ ()内の助成率は、事業場内最低賃金が900円未満の事業場のみ対象。

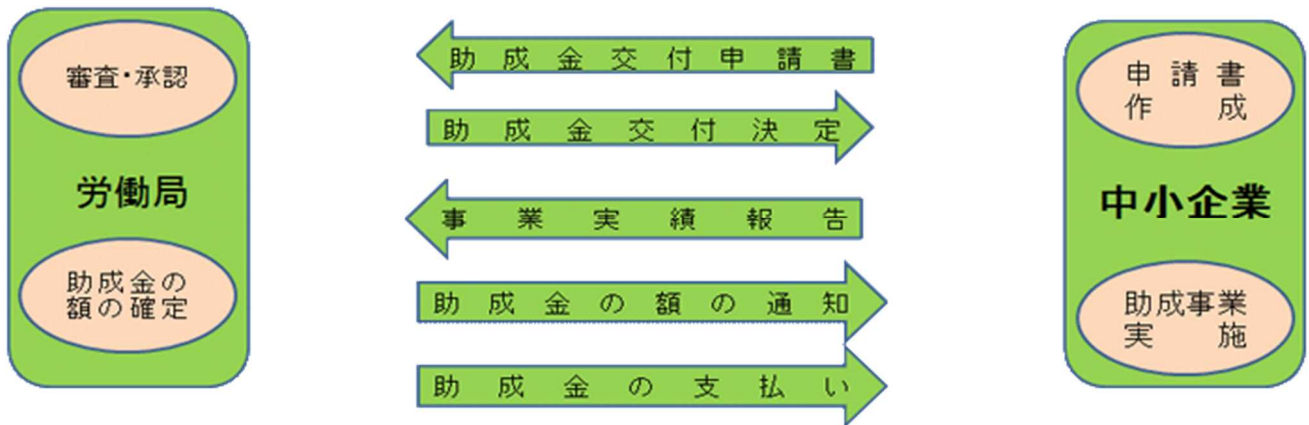
※ 生産性要件を満たした場合、助成率は4/5 (900円未満の事業場は9/10)

受給手続

本助成金を受給しようとする事業主は、「令和3年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付申請書」に必要な書類を添えて（※）、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ提出してください。

※ 「令和3年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付申請書」の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせ下さい。

受給手続きの流れは次のとおりです。



利用にあたっての注意点

詳細については、厚生労働省HPで掲載する交付要綱及び交付要領をご確認頂くか、事業の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお尋ねください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

（参考）生産性向上に資する設備投資等

～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

企業概要
 清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい

導入前 床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

導入後 さらなる工夫
 受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとスケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容
 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果
 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

企業概要
 注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい

導入前 1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

導入後 さらなる工夫
 揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容
 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果
 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索